12/16

わかる 証券税制
来年こう変わる ▷ 4

損益通算、株と債券で可能に
特定口座活用でメリット

株式や投資信託などの取引で売却益や配当・分配金を得た場合、その金額から一定の税金を支払う必要がある。その際に他の金融商品で損失が出れば、利益と差し引いて税負担を軽減できる。この制度を「損益通算」と呼ぶ。2016年から損益通算の対象となる商品の種類が拡大し、投資家は納税額を今までよりも減らしやすくなる。

現在、損益通算ができる範囲は上場株と株式投信、上場投資信託（ETF）、不動産投資信託（REIT）などだ。これらの商品で売却益や配当・分配金を得ても、別の商品で売却損が出れば、損益通算で税金を減らすことができる。

16年1月からはこの枠組みに、公社債と公社債投信が新たに加わる。前者は国債や普通社債などで、後者はMRF（マネー・リザーブ・ファンド）やMMF（マネー・マーケット・ファンド）が代表的な商品だ。

効果を具体的な数字で見てみよう。

ある投資家が今年、株取引で売却損を10万円出す一方、保有する個人向け社債から利子を10万円得たとする。社債の利子全額に約20%の税金がかかるため、今年の納税額は約2万円となる。

これが16年1月からは同じ取引結果でもいずれも10万円の利益と損失を相殺して税金はゼロになる。損益通算の範囲が広がるのは多くの投資家にとってプラスになる。

個人が損益通算を利用して納税額を減らすための手続きは、証券口座の種類によって異なる。使い勝手がいいのは源泉徴収ありの特定口座だ。

この口座は証券会社が年間の取引の損益を通算し、納税手続きを代行してくれる。現在対応しているのは株式や株式投信だが、16年からは公社債や公社債投信もこの口座に入れることができる。

注意したいのは特定口座は1つの証券会社にまとめる必要がある点だ。複数の証券会社の口座を通じて取引すると、結局は自ら計算して確定申告をしなければならない。

一方、相対的に手続きの負担が大きいのが一般口座。自分で損益を計算し、確定申告をする必要があるからだ。現在、国債や社債に投資している個人の多くが一般口座を使っているようだ。納税手続きの面倒を減らすためには、特定口座への移管は欠かせない。
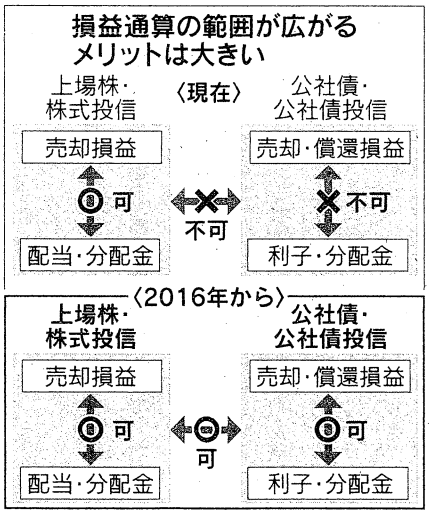
一般口座を作った証券会社に特定口座も開設していれば、公社債などは自動的に特定口座に移してくれる証券会社は少なくない。ただ制度として確立しているわけではないので、事前に確認したほうがよさそうだ。